

3 火薬類譲受消費許可申請

工事証明書

注意事項

- 1 土木建築工事にかかる申請の場合、添付する。
- 2 譲受消費許可の有効期間が工事期間内であること。
- 3 申請者が元請業者でなく下請業者の場合は、元請け業者と下請け業者との契約関係を明確にした証明書も必要である。
- 4 譲受期間及び消費期間は、工事証明書の工事期間内であること。

例) 申請者が元請業者ではなく、下請業者である場合

1 枚目
(発注者→元請業者)

記入例

様式 0-8

工 事 証 明 書

1 工 事 名 ○○○開発工事
2 工 事 発 注 者 株式会社○建設
3 工 事 施 工 者 株式会社○○組
4 工 事 期 間 自 令和○○年○○月○○日 至 令和○○年○○月○○日
5 火薬類の消費目的 ○○○開発工事

上記工事のため火薬類の譲受及び消費許可申請をしますので、上記のとおり事実相違ないことを証明願います。

令和○○年○○月○○日

株式会社○開発
○○○○○○ ○ ○ ○ 様

住 所 広島市××区××町×丁目×番×号
名 称 株式会社○○組
氏 名 代表取締役社長 ○ ○ ○

上記のとおり相違ないことを証明する。

令和○○年○○月○○日

証明者 住 所 広島市△△区△△町△丁目△番△号
名 称 株式会社○開発
氏 名 代表取締役社長 ○ ○ ○

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

2 枚目
(元請業者→下請業者)

記入例

様式 0-8

工 事 証 明 書

1 工 事 名 ○○○開発工事
2 工 事 発 注 者 株式会社○建設
3 工 事 施 工 者 株式会社○○組
4 工 事 期 間 自 令和○○年○○月○○日 至 令和○○年○○月○○日
5 火薬類の消費目的 ○○○開発工事

上記工事のため火薬類の譲受及び消費許可申請をしますので、上記のとおり事実相違ないことを証明願います。

令和○○年○○月○○日

株式会社○○組
○○○○○○ ○ ○ ○ 様

住 所 東京都○○区○○町○丁目○番○号
名 称 株式会社○建設
氏 名 代表取締役社長 ○ ○ ○

上記のとおり相違ないことを証明する。

令和○○年○○月○○日

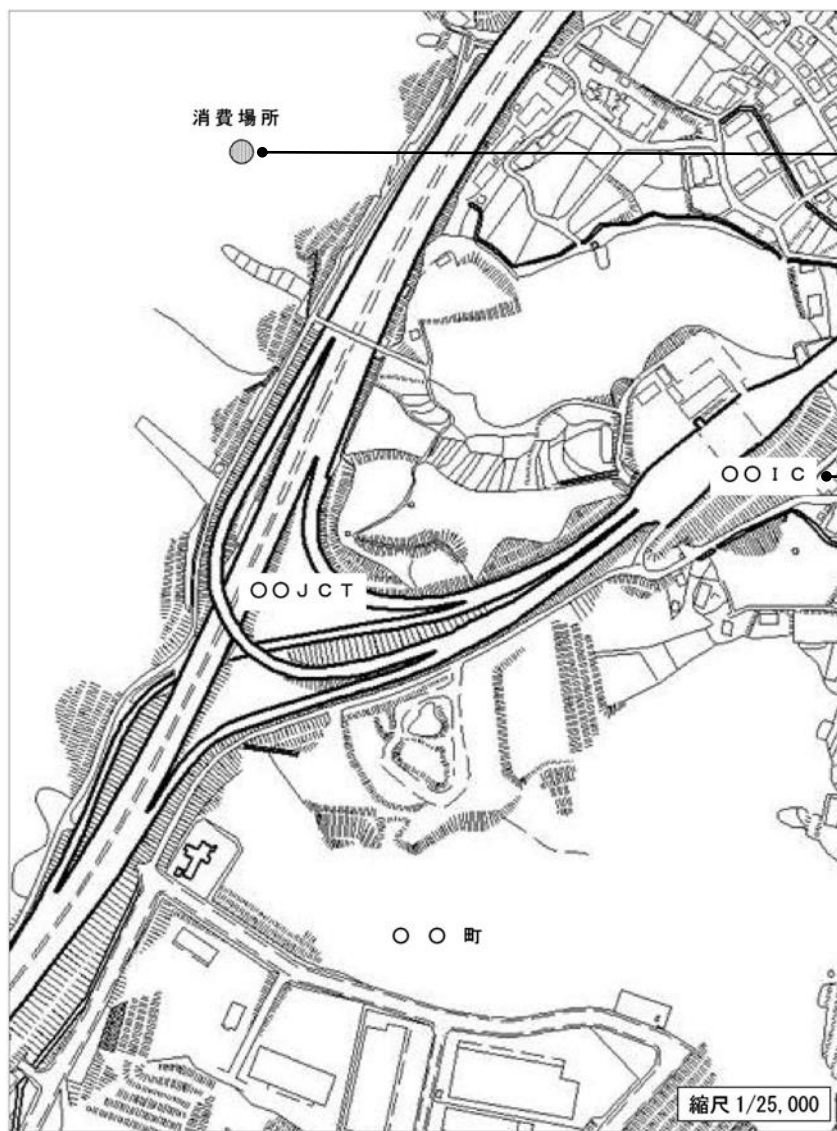
証明者 住 所 広島市××区××町×丁目×番×号
名 称 株式会社○○組
氏 名 代表取締役社長 ○ ○ ○

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

申請位置図

記入例

申請位置図



消費場所を朱書で図示する。

最寄りの交通機関からの経路がわかるよう図示する。

縮尺は1/25,000程度とする。

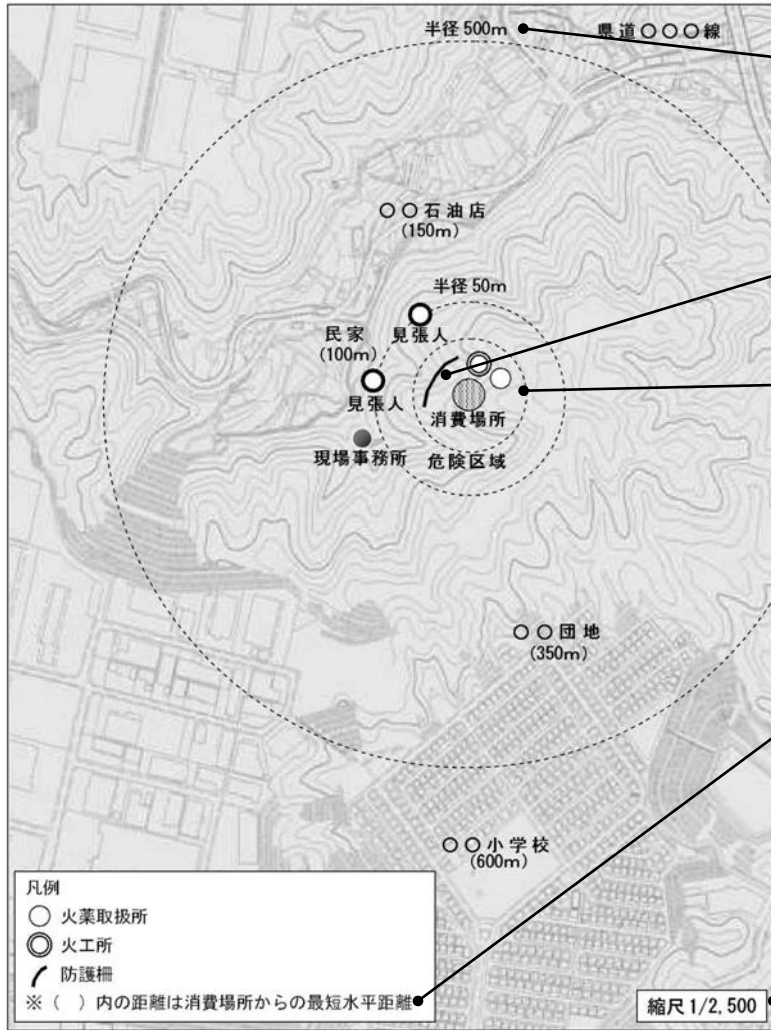
消費場所付近の見取図

注意事項

保安物件が、消費場所から 50m 以内にある場合は、併せて消費場所から保安物件までの断面図が必要である。（「断面図（23P）」参考）

記入例

消費場所付近の見取図



保安物件の名称及び種類等を図示する。

消費場所から半径 500m 以内の範囲の保安物件を洩れなく図示する。

飛石防護施設（防護柵等）があれば図示する。

発破に伴いあらかじめ設定した危険区域を、図面上に図示する。

通路等には見張人の位置を図示する。

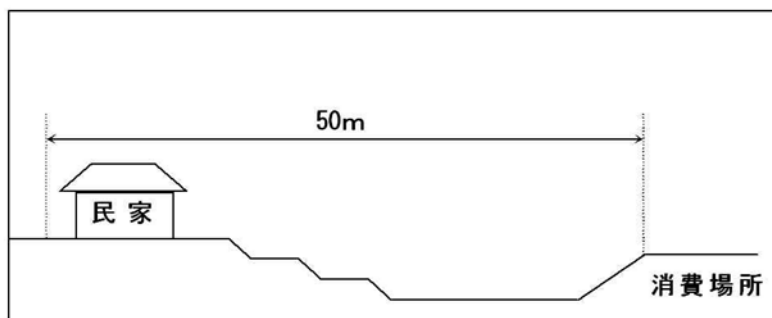
消費場所の端から保安物件までの最短水平距離を図示する。

縮尺は 1/2,500 程度とする。
（縮尺 1/2,500 の見取図で、消費場所の確認が困難な場合は、他に更に詳しい図面も添付する。）

3 火薬類譲受消費許可申請

記入例

断面図



保安物件が消費場所から 50m 以内にある場合は、消費場所から保安物件までの断面図を作成する。

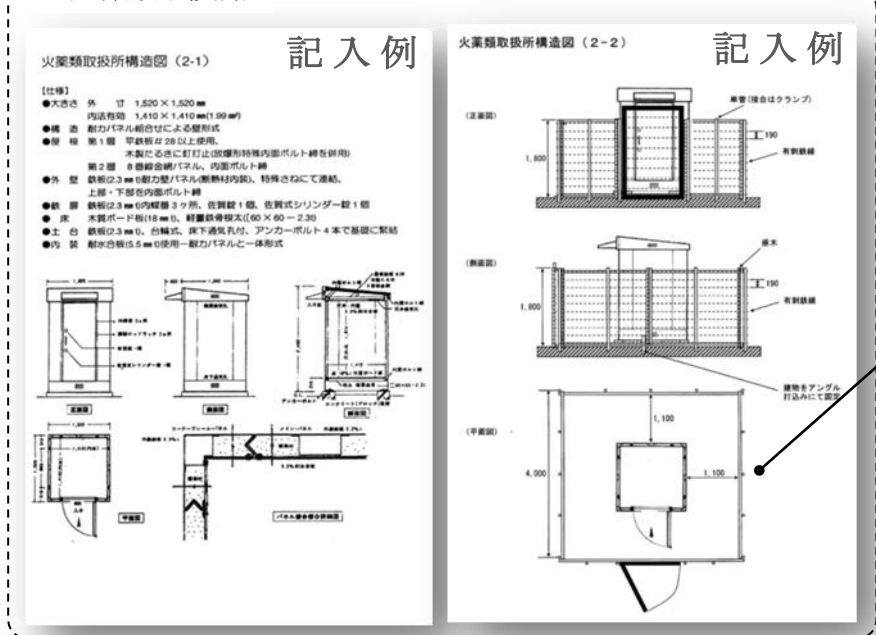
3 火薬類譲受消費許可申請

火薬類取扱所等構造図

注意事項

- 1 1日に25kgを超えて消費する場合、火薬類取扱所を設ける必要があり、取扱所を設ける場合は、規則第52条（火薬類取扱所）の技術上の基準を確認できる図面等を添付させること。
- 2 火工所を設置する場合も同様に、規則第52条の2（火工所）の技術上の基準を確認できる図面等を添付させること。

〈火薬類取扱所〉



火薬類取扱所
消費場所において、火薬類の管理及び発破の準備（薬包に工業用雷管、電気雷管若しくは導火線付き雷管を取り付けた薬包を取扱う作業を除く。）をする場所。

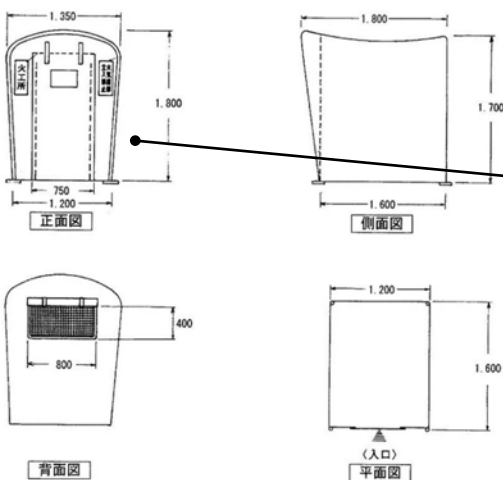
・境界さく内であること。
・設ける場合には、1ヶ所に限る。

〈火工所〉

記入例

火工所構造図 1/2

- 仕様
- ・大きさ 外寸 1,350×1,800
 - ・構造 静電気防止加工 テント地



火工所
消費場所において、薬包に工業用雷管、電気雷管若しくは導火線付き雷管を取り付け、又はこれらを取り付けた薬包を取扱う場所。

・テント等簡易的なものでもよい。

発破作業手順書

注意事項

採石を除く工事の場合、発破方法が、規則第 53 条（発破）の基準上の基準を確認できる手順書を添付すること。

記入例

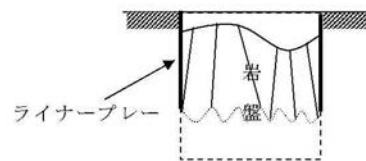
発破作業手順

・穿孔

装薬するために穿孔します。

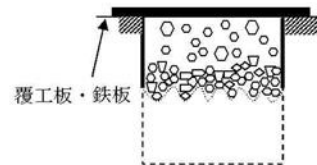
岩石の硬さによって孔数が変わります。

所定の高さまで繰り返し破碎します。



・飛石対策

装薬終了後、ライナープレートの天端に覆工板または鉄板等を置いて飛石を防ぎます。



・発破時の警戒・合図

発破時には見張人を所定の位置に配置し、

道路は通行止めにし、危険区域へ関係者以外、立入禁止にします。

発破	サイレン
5分前	<u>長音 1回</u>
3分前	<u>長音 3回</u>
1分前	連続短音
10秒前	秒読みカウントダウン
終了	<u>長音 1回</u>

・発破終了時の警戒解除

発破終了後、異常が無ければ通行止めを解除します。

・発破作業の時刻・回数

発破作業の時刻は、8時から18時までの間で最大4回行います。